

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の向上を図り、株主をはじめとして、取引先、消費者、社員や地域社会等のステークホルダーに対する責任を確実に果たしていくことが、経営上の重要課題であると認識しております。そのために、的確かつ迅速な意思決定、それに基づく効率的な業務執行、並びに適正な監督機能を確立した透明性の高い経営体制を構築するとともに、コンプライアンスを重視したコーポレート・ガバナンスの構築に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1 - 2 - 4】

(議決権電子行使プラットフォームの利用、招集通知の英訳)

当社株主に占める海外投資家の比率は相対的に低いいため、業務の効率性等の観点から、招集通知の英訳は行っておりませんが、今後、当該比率が20%以上となりましたら英訳を実施してまいります。また、議決権の電子行使の環境整備についても検討を重ねてまいります。

【補充原則4 - 2 - 1】

(役員報酬の中長期的な業績連動、自社株報酬の適切な割合設定)

当社の経営陣に対する報酬は、その役位や在任期間等を考慮し決定する固定報酬及び役員退職慰労金のほか、年度毎の業績に連動した役員賞与を支給しておりますが、今後は、株式報酬型ストックオプション等のインセンティブの導入について、適宜検討を重ねてまいります。

【補充原則4 - 10 - 1】

(指名・報酬に係る任意の諮問委員会の設置)

当社は、独立社外取締役を2名選任し、当該取締役は、取締役会において、他社の経営に携わった経験に基づく知見による有用な意見や提言を行っており、独立性・客観性は十分に保たれていると考えておりますが、今後、更なる独立性・客観性と説明責任を強化するため、必要に応じて任意の諮問委員会の設置等も検討してまいります。

【補充原則4 - 11 - 3】

(取締役会全体としての実効性に関する分析・評価)

当社は、取締役及び監査役に対してアンケートを実施し取締役会の実効性の分析・評価を行っているほか、取締役会において各取締役の業務執行報告等による相互評価を行っております。また、監査役は、取締役会に付議される議案について事前に情報を収集したうえ問題点を把握し、取締役会において積極的に意見を述べ、十分な監督機能を果たしております。なお、これらの結果の概要の開示については、今後の検討課題と認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 4】

(いわゆる政策保有株式)

当社の政策保有株式に関する方針は、取引先等との良好な取引関係の維持発展を図り、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合において、当該取引先等の株式等を取得し保有できるものとしております。また、保有する当該株式等について、毎年、取締役会において見直しを行い、その保有する意義が乏しいと判断された当該株式等については、適宜株価や市場動向を踏まえながら売却等を行います。なお、政策保有株式の議決権行使については、株主価値が大きく毀損される事態やコーポレート・ガバナンス上の重大な懸念が生じている場合などを除き、発行会社との関係強化を生かす方向での議決権の行使を行ってまいります。

【原則1 - 7】

(関連当事者間の取引)

当社は、当社役員が当社及び当社グループ各社と自己取引若しくは競業取引を行うにあたっては、取締役会規程及び役員規程において、その取引に関わる重要な事実をあらかじめ取締役会に示してその承認を得なければならない旨、定めております。なお、別途、役職員の社内取引におけるルールを制定し、役職員が当社グループ各社と取引する場合の取引条件等を定めております。

【原則3 - 1】

(情報開示の充実)

(1) 経営理念や経営戦略、経営計画

当社は、「私たちは未来ある子供たちのために地球に優しい住環境と夢のある豊かな暮らしを提供します」を経営理念として掲げ、当社ホームページ上に公開しております。将来に亘り安定的に全てのステークホルダーに対する責任を果たしていくために、住宅産業の分野にこだわりを持ち、地に足を根ざした堅実な経営を行ってまいります。

[当社ホームページURL <https://www.jutec-hd.jp/>]

当社は、有価証券報告書の「対処すべき課題」や決算短信の「経営方針」において経営戦略や事業方針を開示しております。また、経営計画につきましては、向こう3年を見据えた中期計画を毎年策定し、その初年度の計画値につき、決算短信において公表しております。なお、内部留保資金については、財務基盤の強化のほか、長期的なビジョンに立ち、企業価値の向上を図るために必要と判断された事業若しくはアライアンスやM & Aに対する投資の原資として活用してまいります。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、本報告書の「1 - 1. 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照下さい。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
取締役報酬の決定方針及び決定方法については、有価証券報告書の「コーポレート・ガバナンスの状況」にも記載しておりますが、株主総会において基本報酬及び役員賞与を合わせた報酬総額の上限額を決定し、各役員の基本報酬は、世間水準及び対従業員給与とのバランスを考慮して定めた基準に従い、各役員の役位及び在任期間等を勘案して決定しております。役員賞与は、業績に基づき算出された総額を各役員の職務内容と業績に対する貢献度等を勘案し、代表取締役が各役員の支給額を決定しております。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
当社の取締役候補の指名については、1. 高い人望、品格及び倫理観を有していること、2. 豊富な経営的知識と優れた客観的判断能力を有し、先見性、洞察力を備えていること、3. 十分な社会的信用を有すること、4. 事業に支障をきたす利害関係及び取引関係が無いことを基準としております。また、監査役候補の指名については、1. 高い人望、品格及び倫理観を有していること、2. 常に公正不偏の態度を保持し、監査品質向上のため自己研鑽に努めることができること、3. 経営全般の見地から経営課題を認識することができること、4. 十分な社会的信用を有すること、5. 業務に支障をきたす利害関係及び取引関係がないことを基準としております。

【補充原則4 - 1 - 1】
(経営陣に対する委任の範囲)
当社は、取締役会において決裁権限表を定め、取締役会、経営会議、代表取締役社長、担当役員等の決裁、審議、承認等に関する権限を明確に定めております。また、各取締役の担当については、有価証券報告書等により開示しております。

【原則4 - 8】
(独立社外取締役の有効な活用)
当社は、独立性の高い社外取締役を2名選任し、当該社外取締役は、取締役会において、他社の経営に携わった経験に基づく知見による客観的な観点からの意見や提言を適切に行い、独立社外取締役としての責務を十分に果たしております。

【原則4 - 9】
(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)
当社は、独立性の判断基準として、東京証券取引所が定める独立性基準をベースに判断するほか、会社経営、法務、会計等における専門的な知識や経験を有する者を独立社外取締役として選定することとしております。

【補充原則4 - 11 - 1】
(取締役会のバランス、多様性及び規模に関する考え方)
当社は、当社の規模や事業を勘案したうえ、取締役は6名から10名程度、監査役は3名から4名程度が会社運営を行っていくうえで適正な役員数と考えております。取締役には、当社グループ事業や管理業務に精通した内部出身者のほか、外部から企業経営の経験者や金融機関出身者などの多様な専門性を有する人材を取締役として選任しております。なお、取締役の専任に関する方針及び手続きは、【原則3 - 1】(4)に記載のとおりであります。

【補充原則4 - 11 - 2】
(取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼務状況)
当社の取締役及び監査役は、その役割・責務を適切に果たすために、十分な時間と労力をその業務に充てております。また、取締役及び監査役の重要な兼職の状況については、株主総会招集通知、有価証券報告書において開示しております。なお、現時点において、当社の取締役及び監査役のうち、他の上場会社の役員を兼任している者はありません。

【補充原則4 - 11 - 3】
「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」の【補充原則4-11-3】をご参照ください。

【補充原則4 - 14 - 2】
(取締役・監査役のトレーニング)
当社は、取締役及び監査役の全員が参加するコンプライアンスやコーポレート・ガバナンス等の研修会を行うほか、企業統治に関して重要な法令等の変更があった場合には、都度、弁護士等によるセミナー等を開催いたします。また、各取締役及び監査役は、担当業務に関する必要な知識の取得や更新のために、個々の判断によりセミナーや勉強会等に参加することを会社は要請し、その費用は会社が負担することとしております。トレーニング方針の開示については、今後検討してまいります。

【原則5 - 1】
(株主との建設的な対話に関する方針)
当社は、株主との実際の対話(面談)については、特に株主からの要望が無い場合には、原則としてIR担当部署である経営企画部が担当しております。また、株主の要望や面談の内容等を合理的に判断したうえ、必要に応じて経営陣幹部や取締役が面談に対応しております。なお、機関投資家向けには、毎年1回決算説明会を開催するとともに、要請があった場合には、随時個別取材等にも対応しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ベニア商会	3,608,389	27.18
足立建一郎	1,034,903	7.80
ジューテックグループ社員持株会	959,479	7.23
梅崎興生	806,600	6.08

大建工業株式会社	429,778	3.24
株式会社ユーエム興産	424,276	3.20
住友林業株式会社	412,630	3.11
伊藤忠建材株式会社	406,348	3.06
SMB建材株式会社	302,388	2.28
吉野石膏株式会社	298,205	2.25

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

——

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐藤 誠	他の会社の出身者											
定金 生馬	他の会社の出身者	●										

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤 誠	○	_____	他の会社の経営者としての豊富な経験と高い見識に基づいた助言等により、当社の経営体制の強化が図れるとの判断から同氏を選任しております。なお、当社と同氏の間に特別な利害関係は無いことから、公正・中立な立場を保持しており一般株主と利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

定金 生馬	○	同氏は、当社の連結子会社の使用人の近親者であります。	他の会社の経営者としての豊富な経験と高い見識に基づいた助言等により、当社の経営体制の強化が図れるとの判断から同氏を選任しております。なお、当社と同氏の間に特別な利害関係は無いことから、公正・中立な立場を保持しており一般株主と利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
-------	---	----------------------------	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役会は3名で構成し、その全てを独立性を確保した社外監査役とすることにより、透明性を確保し、取締役による職務執行を監督しております。

当社の監査役監査については、当社の各部門に対する監査のほか、子会社については、子会社の監査役と密接な関係を保ち、子会社の事業の報告を受け、必要に応じて、子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査しております。

内部監査体制については、内部監査室を設置し、定期的に、又は必要に応じて業務監査を実施するとともに、会計監査人の監査への立会いなどを実施し、業務処理における適正性、効率性の確保に努めております。

監査役と内部監査室及び会計監査人は、定期的に連絡会を開催して情報交換を行い、連携強化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
北川 博之	他の会社の出身者													
井浪 禎士	他の会社の出身者													
高橋 龍徳	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
北川 博之	○	当社の主要な連結子会社である(株)ジーテックの常勤監査役を兼務しているほか、当社の連結子会社1社の監査役を兼務しております。	北川博之氏は、当社常勤監査役就任以前に、他の会社の常勤監査役や内部監査部門を歴任された経験から、企業統治について十分な見識を有しており、当社の監査体制の強化が図れるとの判断から同氏を選任しております。なお、当社と同氏の間に特別な利害関係は無いこと、また、同氏が取締役及び監査役を歴任していた会社と当社は、業務上の取引も無いことから、公正・中立な立場を保持しており一般株主と利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
井浪 禎士	○	当社の主要な連結子会社である(株)ジーテックの常勤監査役を兼務しているほか、当社の連結子会社1社の監査役を兼務しております。	井浪禎士氏は、当社常勤監査役就任以前に、他の会社の役員や内部監査部門を歴任された経験から、企業統治について十分な見識を有しており、当社の監査体制の強化が図れるとの判断から同氏を選任しております。なお、当社と同氏の間に特別な利害関係は無いこと、また、同氏が役員及び監査役を歴任していた会社と当社は、業務上の取引も無いことから、公正・中立な立場を保持しており一般株主と利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
高橋 龍徳	○	日比谷総合会計事務所の代表パートナーを兼務しております。	公認会計士としての企業会計に関する豊富な経験と幅広い見識を当社の監査体制の強化に活かしていただくため、同氏を選任しております。なお、当社と同氏の間に特別な利害関係は無いことから、公正・中立な立場を保持しており一般株主と利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員の全てを独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

定額の基本報酬のほか、連結業績に応じて役員賞与を支給しております。役員持株会制度を採用しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

役員報酬及び監査役報酬については、社内取締役・監査役及び社外役員の別に各々の総額を開示しております。

平成29年度の役員報酬等

取締役 支給人員5名 総額129百万円(基本報酬 87百万円、役員賞与 34百万円、退職慰労引当金繰入額 7百万円)
監査役 支給人員-名 総額 一百万円(基本報酬 一百万円、役員賞与 一百万円、退職慰労引当金繰入額 一百万円)
社外役員 支給人員6名 総額 41百万円(基本報酬 28百万円、役員賞与 7百万円、退職慰労引当金繰入額 4百万円)
なお、上記報酬総額には、使用人兼務役員の使用人分は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬等の額は、株主総会において決定する報酬総額の限度内で、会社の経営成績及び各役員の職務内容、業績評価を勘案して決定することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、社外取締役については経営企画部、社外監査役については常勤監査役がそれぞれサポートしており、取締役会及び監査役会が開催されるときには、必要に応じて資料の事前配付及び事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社における現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりであります。

- 1 当社の取締役会は、取締役の員数を16名以内とし、毎月1回定例の取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時の取締役会を開催し、当社並びに傘下の各事業会社の経営上の重要事項の審議・決定と取締役の業務執行の監督を行っております。
- 2 当社の監査役会は、監査役の員数を3名以上とし、毎月1回定例の監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時の監査役会を開催し、取締役による業務執行の適正性を監査しております。
- 3 当社は、経営効率の向上を図るため、原則月2回経営会議を開催し、重要事項の審議・決定及び取締役会に上程する議案の事前審議を行っております。
- 4 当社は、法令遵守及びリスクの管理強化を目的に、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスクの分析と対策を講じる一方で、コンプライアンスを徹底する取組として、各部署にコンプライアンス・オフィサーを選任するとともに、コンプライアンス・ホットラインを開設しております。
- 5 当社は、内部統制システムの強化を図るため、内部監査室を設置し、財務報告に係る内部統制の構築の支援及び推進を行う内部統制チームと業務監査を中心とした内部監査及び財務報告に係る内部統制の整備・運用の評価を行う内部監査チームを設置しております。
- 6 当社は、子会社を統括する部署としてグループ事業統括室を設置し、各子会社の体制整備の支援を行うとともに、各子会社の重要事項に関する協議、情報の共有化、指示、要請等が効率的になされる体制を構築しております。
- 7 当社は、法務に関する事項に対応する専門部署として審査法務部内に法務コンプライアンスチームを設置するとともに、法的な問題及びコンプライアンスに係る重要事項については、顧問契約を締結している弁護士、社会保険労務士等に相談するほか、必要に応じてその他の外部専門家に相談し、慎重な判断を行っております。
- 8 当社は、会計監査人として、有限責任 あずさ監査法人を選任しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、事業規模や事業内容から、会社経営に十分な見識を有する社外取締役を選任するとともに、独立性の高い社外監査役が過半数を占める監査役会が取締役の業務執行を監督する監査体制として最適であると判断し、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。また、社外取締役は、企業統治に関する幅広い見識と知見から、当社の経営上有用な助言や中立的な観点からの提言をして頂くことにより、経営機能の強化と経営監視機能の客観性の確保に助力頂いております。なお、監査役会は、独立性の高い社外監査役3名で監査役会を構成し、取締役の業務執行の監査を行うとともに、取締役会の意思決定の適正性の確保を図っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化策のひとつとして、平成28年6月開催の第7回定時株主総会より、集中日を回避した日を株主総会開催日として設定しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、決算短信発表後に、証券会社が主催する個人投資家向け説明会において年に数回程度説明会を実施しております。当社グループの概要や特徴及び今後の見通し並びに株主還元などについて代表取締役である足立建一郎が説明しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、原則、期末の決算短信発表後から有価証券報告書を提出するまでの間に、当該事業年度に関する決算説明会を開催しております。決算内容や今後の見通しについては代表取締役である足立建一郎が説明するほか、グループ内の主要な子会社であります(株)ジューテックの営業戦略について同社代表取締役である木野下有司が説明を行っております。また、要請を受けた場合には、アナリスト・機関投資家の皆様に対して個別にミーティングを行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社は、より多くの株主・取引先などのステークホルダーの皆様への迅速な情報開示を行うため、決算短信や決算概要説明資料のほか、経営に関する重要な事項や人事情報などの適時開示資料をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社は、経営企画部がIRに関する業務を担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「ジューテックグループ企業行動憲章」を制定し、公正・透明な企業経営に努めるとともに、企業情報の適時・適切な開示や、環境問題へ積極的に取組むこと、また、人権を尊重し、社会貢献に努めていくことなどを関係者に周知徹底しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、「ジューテックグループ環境方針」を掲げ、環境経営を実践していくことを重要な課題のひとつとしております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーの皆様に対し、常に正確且つ適切な会計情報を提供するため、各担当役員が有価証券報告書及び四半期報告書に記載する会社情報の内容を提出前に確認し、記載内容の適正性が確保されるよう努めております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の内部統制システム構築の基本方針は以下のとおりであります。

1 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

(1) コーポレート・ガバナンス

・取締役会は、法令、定款、株主総会決議及び取締役会規程に従い、また、「ジューテックグループ企業行動憲章」に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。

・取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議並びに職位・職務権限規程(決裁権限表を含む)その他の社内規程に従い、当社の業務を執行する。

・代表取締役及び業務執行取締役は、3ヶ月に1回以上及び必要の都度、職務の執行状況を取締役会に報告する。

・監査役は、法令が定める権限を行使するとともに監査役会規程及び監査役監査基準に則り、内部監査部署、会計監査人及び社外取締役と連携して、取締役の職務執行の適正性を監査する。

(2) コンプライアンス

・当社は、コンプライアンスを経営の最重要課題と位置づけ、当社グループの全役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範として「ジューテックグループコンプライアンス行動基準」を定める。また、定期的に同基準の見直しを行うとともに、コンプライアンス教育・研修の実施、コンプライアンス確認書の取得等により当社グループの全役職員のコンプライアンスに対する啓蒙に努める。

・リスク・コンプライアンス委員会は、当社グループのコンプライアンス体制の整備・運用状況についてチェックを行い、必要に応じて取締役会等に助言・報告する。また、法令上疑義のある行為等については当社グループの役職員が直接情報提供を行う手段として、コンプライアンス・ホットラインを設置・運営する。

(3) 財務報告の適正性確保のための体制整備

当社は、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の定めに従い、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その有効性を継続的に評価するとともに、必要な是正を行う体制を整備し運用する。

(4) 内部監査

内部監査室は、内部監査規程に基づき当社グループの業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行手続き及び内容の妥当性につき、定期的に内部監査を実施し、社長及び監査役並びに関係役員に対し、その結果を報告する。また、内部監査室は、内部監査により判明した指摘、提言事項の改善履行状況についても、フォローアップ監査を実施する。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 情報の保存・管理

取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか職務執行に係る重要な情報が記載された文書(電磁的記録を含む。)に関連資料とともに、情報セキュリティ管理規程、文書管理規程、その他の社内規程の定めるところに従い、適切に保存し、管理する。

(2) 情報の閲覧

取締役及び監査役は、いつでも前項の情報を閲覧することができる。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程に従い経済活動に潜在するリスクを信用リスク、情報システムリスク、事務リスク、財務リスク、法務(コンプライアンス)リスク及び自然災害等の各領域に類型化し、それぞれの主管部署を定め、リスクの類型毎に評価・特定並びにリスク管理の方針・体制・手続き等を策定し、定期的に見直す。また、各主管部署は、内外の環境変化に伴う新たなリスクの発生あるいは既存リスクの状況の変化を踏まえて、当該リスクを定期的に評価、見直し、もしくは特定する。

リスク・コンプライアンス委員会は、リスク管理に関する重要な事項の検証と検討を行うことにより、当社グループ全社のリスク管理について指摘、要請を行い、各主管部署に対して適正な対処を求める。また、委員会を定期的に開催して、リスクに関する情報交換と対策を講じるとともに、これらの管理体制の有効性につき定期的にレビューする。

なお、自然災害等の外的要因による危機的状況下における当社グループの全役職員の行動基準及び具体的な対応については、事業継続計画(BCP)規程並びに危機管理マニュアルに定める。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

次の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図る。

・定時取締役会を毎月1回、臨時取締役会を必要に応じて適宜開催し、法令、定款及び取締役会規程に従い、重要事項について審議・決定を行い、また、取締役の業務の執行状況の報告を受け、その監督等を行う。

・経営効率の向上を図るため、経営会議を設け、重要事項の審議・決定及び取締役会に上程する議案の事前審議を行う。

・取締役会で決議された年度計画(予算)について、その進捗状況について取締役会で管理を行う。

・取締役及び使用人が適正かつ効率的な職務を行うために、組織・業務分掌規程及び職位・職務権限規程(決裁権限表を含む)等社内規程を整備し、各役職者の権限・責任の明確化を図る。

5 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社管理体制

・子会社を統括する部署としてグループ事業統括室を設置し、関係会社管理規程に基づき、子会社の経営管理及び経営指導にあたり、各子会社には原則として取締役及び監査役を派遣して、業務の適正化を図る。

・子会社の重要事項の決定については、関係会社決裁権限表に基づき、当社の取締役会もしくは経営会議にて審議し、決定する。

・当社は、各子会社の社長が当社の社長ほか関係する役員等に対して、当該子会社の営業成績、財務状況、その他の重要情報について報告をするグループ会社の社長会議を定期的に開催する。

(2) コンプライアンス

リスク・コンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制の整備につき子会社を指導するとともに、子会社への教育・研修を実施し、グループ全体のコンプライアンスの徹底に努める。

(3) 内部監査

子会社の業務活動全般も、内部監査室による内部監査の対象とする。

6 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性及び指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役の職務補助

監査役は、職務を遂行するにあたり必要な場合は、内部監査室の所属員を補助者として起用することができる。

(2) 監査役の職務補助者に対する指揮命令権限

監査役職務補助者が当該補助業務を実施するにあたっての当該職務補助者に対する指揮命令権限は、監査役に専属するものとする。

7 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 重要会議への出席

監査役は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べるができる。また、重要な会議の議事録、取締役が決裁を行った重要な申請書類等については、監査役はいつでも閲覧できる。

(2) 取締役等の報告義務

取締役は、監査役の求めに応じて、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、適時に監査役に対する報告を行うとともに、職務執行に関し重大な法令もしくは社内ルール違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。

(3) 使用人による報告

使用人は、監査役に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。

・当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実

・重大な法令または定款の違反事実

(4) 子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者からの報告を受けた者(以下、「子会社の役職員等」という。)からの報告

子会社の役職員等は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。また、子会社の役職員等は、当社の監査役に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。

・当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事実

・重大な法令または定款の違反事実

8 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する為の体制

当社は、当社グループ各社が、当社の監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対して当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

9 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 内部監査部署との連携

内部監査室は、監査役との間で、各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、定期的に会合を持ち、内部監査の結果及び指摘・提言事項等について協議及び意見交換するなど、密接な情報交換及び連携を図る。

(2) 子会社監査役との連携等

監査役は、監査役監査基準に基づき、子会社の監査役と密接な連携を保ち、効果的な監査を実施するよう努める。また、監査役は、必要に応じて、子会社の取締役及び使用人から業務の状況を聴取する。

(3) 外部専門家の起用

監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を独自に起用することができる。

(4) 監査役の職務執行について生ずる費用

当社は、監査役の職務執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、監査役の職務執行に必要と想定される費用につき、予算を設ける。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、一切の関係を持たず、不当な要求行為に対しては、反社会的勢力との関係遮断マニュアルに従い、毅然とした態度で対応する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

1. 基本方針

当社は、投資家に対し必要な会社情報を適時適切に開示することを基本方針としております。

2. 会社情報の取り扱い

当社は、証券取引所の適時開示規則に従い、会社情報の開示を行います。また、その会社情報については次のとおり取り扱います。

(1) 決定事実

決定事実については、各部署より申請書が提出され次第、その受付部署である経営企画部において開示すべき事項が否かを確認し、経営企画部において開示資料を作成し、情報開示担当役員による確認を受け、当該事項が機関決定され次第、経営企画部が開示手続きを行っております。また、グループ各社における決定事実については、グループ各社が取締役会上程予定の事項について、グループ事業統括室を経由したうえで(株式会社ジューテックは直接)、経営企画部に申請書の写しを提出し、経営企画部において開示すべき事項が否かを確認しております。開示すべき事項である場合には、経営企画部において開示資料を作成し、情報開示担当役員による確認を受けた後、経営企画部が開示手続きを行っております。

(2) 発生事実

発生事実については、重要な発生事実が認められ次第、ただちに当該事実担当部署の長が経営企画部に報告し、経営企画部において開示すべき事項が否かを確認しております。開示すべき事項である場合には、経営企画部において開示資料を作成し、情報開示担当役員による確認を受けた後、経営企画部が開示手続きを行っております。また、グループ各社における発生事実については、重要な発生事実が認められ次第、ただちに社長(株式会社ジューテックは当該事実担当部署の長)が、グループ事業統括室を経由したうえで(株式会社ジューテックは直接)、経営企画部に報告し、経営企画部にて開示すべき事項が否かを確認しております。開示すべき事項である場合には、経営企画部において開示資料を作成し、情報開示担当役員による確認を受けた後、経営企画部が開示手続きを行っております。

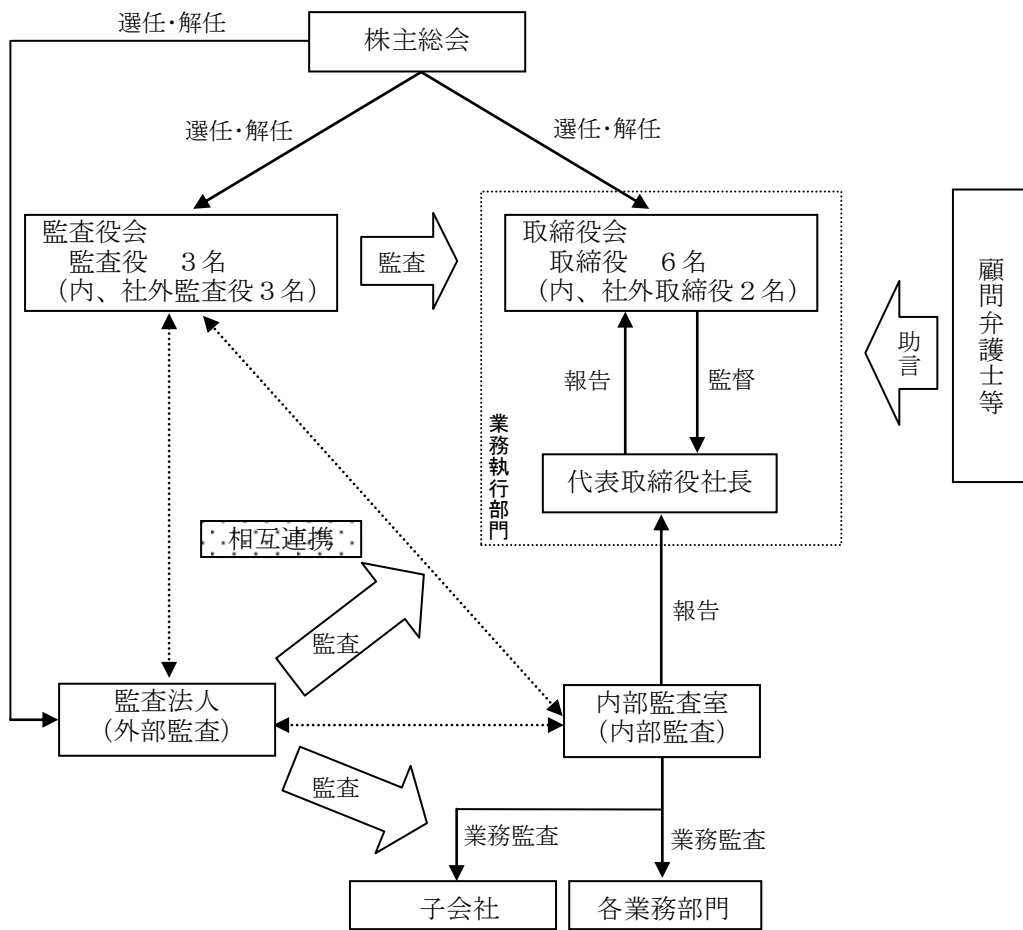
(3) 決算に関する情報

1 決算に関する情報については、グループ各社より提出された財務諸表並びに事業の状況等が記載されたワークシートを基に、財務経理部において連結財務諸表等を作成しております。当該連結財務諸表等を基に経営企画部と財務経理部が共同して決算短信又は業績予想等の開示資料を作成し、顧問会計士及び財務経理部長がチェックを行います。チェックが終了した開示資料等について取締役会にて承認を受けた後、経営企画部が開示手続きを行います。

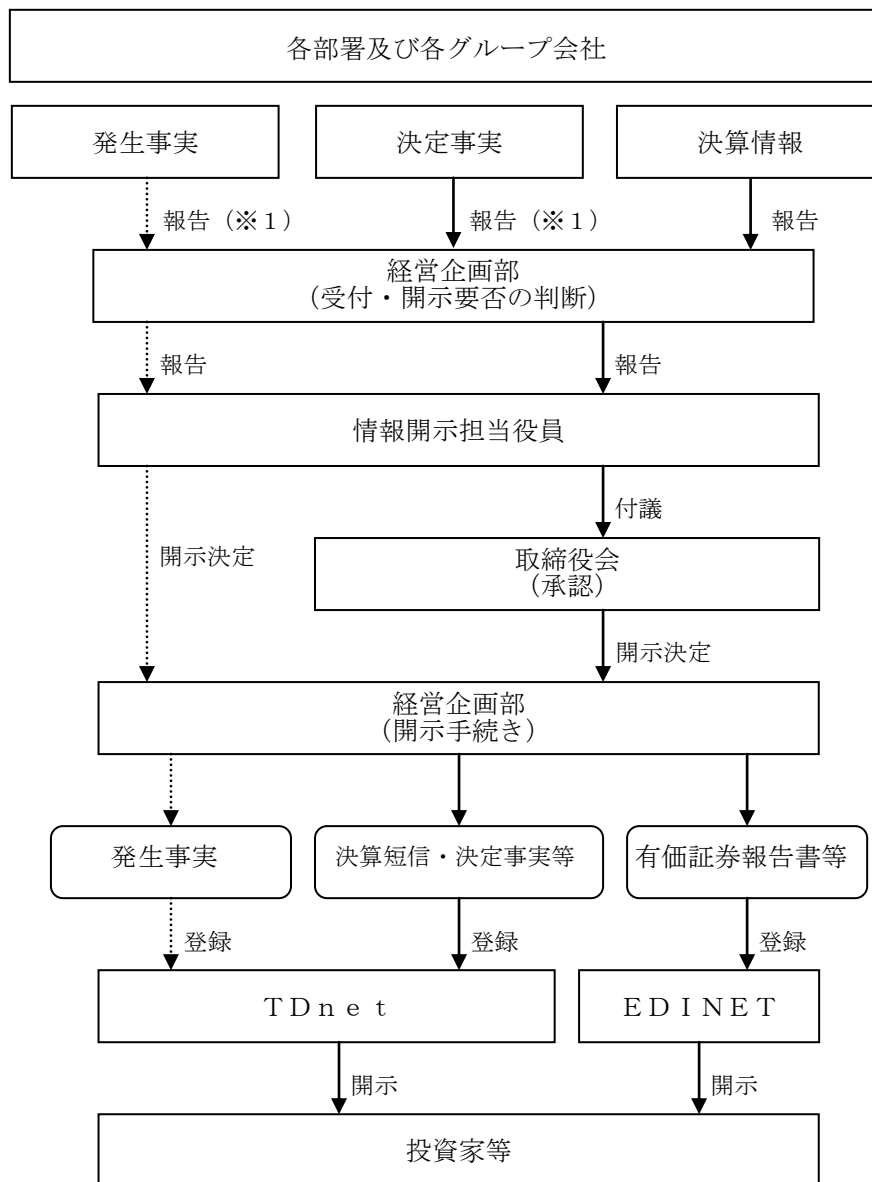
2 有価証券報告書等の法定書類については、グループ各社より提出された財務諸表並びに事業の状況等が記載されたワークシートを基に財務経理部において作成された連結財務諸表等について、取締役会にて承認を得た後、会計監査人が監査を行います。当該連結財務諸表等を基に経営企画部と財務経理部が共同して有価証券報告書等の作成を行い、顧問会計士によるチェックを受けた後、会計監査人の監査報告書等を添付し、各担当役員による記載内容の適正性の確認を受けた上で、経営企画部が開示手続きを行います。

以上の情報開示については、TDnet及びEDINETにて行うほか、プレスリリース、ホームページへの情報掲載を行い、より多くの株主・投資家への情報開示に努めております。

【コーポレートガバナンス体制】



【企業情報の適時開示に係る社内体制】



(※1) 各グループ会社（株式会社ジューテックは除く）は、グループ事業統括室を経由し報告